

【申告書の書き方】

申告書に住所、氏名、生年月日、個人番号、電話番号を記入してください。

令和5年中収入のあった人

【収入金額等・所得金額】各項目の説明をよく読んで、令和5年1月1日から12月31日までの所得金額等を記入してください。

● 事業所得 (営業等農)	自分で事業や農業を営んで得た所得で、 収入金額－必要経費 により計算します。 注意 収入金額とはその事業から1年間に得た収入の合計で、必要経費とはその収入を得るために1年間に使った費用の合計をいいます。
-------------------------	--

● 不動産所得	土地や建物などを貸して得た地代や家賃による所得で、 収入金額－必要経費 により計算します。
----------------	--

※事業・不動産所得については収入と必要経費の明細を申告書裏面に記入後、表面を記入してください。

● 配当所得 (総合課税)	株式の配当や証券投資信託の収益分配金などによる所得で、証券投資信託の収益分配金は、 収益分配金＝配当所得 となり、その他の所得は 収入金額－株式などの元本を取得するために借りた借入金の利息 により計算します。 注意 上場株式等の配当等(大口株主等が支払いを受けるものを除く)を申告する場合は、総合課税と申告分離課税を選択することができます。
-------------------------	--

● 給与所得	会社などにお勤めの人などが得る給料、賞与による所得で表1により計算します。
---------------	---------------------------------------

(表1) 給与所得金額の計算

給与等の収入金額	給与所得の金額
1円～550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	収入金額－550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	収入金額÷4＝(A) (A)×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	(A)は千円未満の端数を切り捨て (A)×2.8－80,000円
3,600,000円～6,599,999円	(A)×3.2－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×0.9－1,100,000円
8,500,000円～	収入金額－1,950,000円

・所得金額調整控除

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。

- 給与等の収入金額が850万円を超え、次の①から③のいずれかに該当する場合
 - 特別障害者
 - 年齢23歳未満の扶養親族を有する人
 - 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する人
 所得金額調整控除額＝{給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)－850万円}×10%
- 給与所得金額及び公的年金に係る雑所得の金額があり、給与所得と公的年金雑所得の合計額が10万円を超える場合
 所得金額調整控除額＝給与所得金額(10万円が限度額)＋公的年金に係る雑所得の金額(10万円が限度額)－10万円
 ※上記(1)の所得金額調整控除がある場合は、その控除後の給与所得の金額から控除します。

● 雑所得	(公的年金等)	国民年金、厚生年金、恩給、企業年金などの所得で表2により計算します。 注意 遺族年金、障害年金については、課税の対象となりません。
	(業務)	原稿料、講演料、シルバー人材センター配分金、ネットオークションによる個人取引、食料品の配達などの副収入による所得 収入金額－必要経費 でその所得を計算します。
	(その他)	個人年金など上記のいずれにも該当しない所得

(表2) 公的年金等にかかる雑所得金額の計算

65歳未満(昭和34年1月2日以降生まれの人)		65歳以上(昭和34年1月1日以前生まれの人)	
公的年金等の収入金額	雑所得の金額	公的年金等の収入金額	雑所得の金額
1,300,000円以下	収入金額－600,000円	3,300,000円以下	収入金額－1,100,000円
1,300,001円～4,100,000円	収入金額×75%－275,000円	3,300,001円～4,100,000円	収入金額×75%－275,000円
4,100,001円～7,700,000円	収入金額×85%－685,000円	4,100,001円～7,700,000円	収入金額×85%－685,000円
7,700,001円～10,000,000円	収入金額×95%－1,455,000円	7,700,001円～10,000,000円	収入金額×95%－1,455,000円
10,000,000円超	収入金額－1,955,000円	10,000,000円超	収入金額－1,955,000円

※1円未満の端数は切り捨てです。
 ※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が「1,000万円超、2,000万円以下」の場合は10万円を、「2,000万円超」の場合は20万円を(表2)で算出した雑所得金額に加算します。

● 譲渡所得 (総合課税)	土地や建物、有価証券以外の財産(ゴルフ会員権や金地金、機械、書画、骨董など)を売ったとき 収入金額－取得費や譲渡経費－50万円(特別控除) でその所得を計算し、その財産の所有期間が5年を超える場合は長期譲渡所得、5年以下なら短期譲渡所得となります。長期譲渡所得であれば1/2が課税の対象となります。
-------------------------	---

● 一時所得	懸賞金や生命保険の一時金など継続性のない一時的な所得 収入金額－収入を得るための費用－50万円(特別控除) でその所得を計算し、さらにその1/2が課税の対象となります。
---------------	--

※土地や株式の譲渡など分離課税の方法により課税される所得については係までお問い合わせください。

令和6年度分 町民税・府民税申告書 表

現住所	忠岡町	業種又は職業	
1月1日現在の住所	<input type="checkbox"/> 同上	電話番号	
フリガナ		生年月日	大・昭 平・令
氏名		個人番号	

提出年月日	年 月 日	大・昭 平・令
代理申告者	住所 氏名	続柄 電話番号
3 所得から差し引かれる金額に関する事項	(宛名番号)	

13 社会保険料控除	国民健康保険料 国民年金保険料 後期高齢者医療保険料 介護保険料 その他() 合計	円 円 円 円 円 円
15 生命保険料控除	新生命保険料の計 新個人年金保険料の計 旧生命保険料の計 旧個人年金保険料の計 介護医療保険料の計	円 円 円 円 円
16 地震保険料控除	地震保険料の計 旧長期損害保険料の計	円 円

17～19 寡婦、ひとり親、障害者控除	<input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除 <input type="checkbox"/> 障害者控除	<input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)
20 障害者控除	氏名	障害の種類・程度 身体・精神・療育 級

21～22 配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者	フリガナ 氏名 氏名 個人番号	生年月日 大・昭 平・令	合計所得金額 円
-----------------------------------	--------------------------	--------------------	-------------

23 扶養親族	フリガナ 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名 氏名 個人番号	生年月日 大・昭 平・令	16歳未満 <input type="checkbox"/> 続柄 区分 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	控除額 万円
---------	--	--------------------	--	-----------

上記のうち別居の扶養親族がいる場合は、表面の(13)も記入してください。

26 雑損控除	損害の原因 損害の金額 被災した年月日 損害を受けた資産の種類 被災した年月日 被災した金額 被災した資産の種類 被災した年月日 被災した金額	円 円 円 円 円 円 円 円 円
27 医療費控除	支払った医療費等 円	円

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の町民税・府民税の納税方法
 給与から差引き(特別徴収)
 自分で納付(普通徴収)

○ 雑損控除	本人や、本人と生計を一にする配偶者またはその他の親族が、災害や盗難または横領により住宅や家財などに損害を受けた場合、次のいずれか多い方の金額 1. (損失金額－保険金などで補てんされる金額)－(総所得金額等の合計額×10%) 2. 災害関連支出の金額－5万円
---------------	---

○ 医療費控除	①医療費控除 本人や、本人と生計を一にする配偶者またはその他の親族の医療費を支払った場合 (支払金額－保険金などで補てんされる金額)－(総所得金額等×5%)と10万円のいずれか少ない方の金額(控除限度額200万円) ※医療費控除の明細書が必要です。
----------------	---

○ 医療費控除	②医療費控除の特例(セルフメディケーション税制) 健康の保持推進及び疾病予防のための一定の取り組みを行った人が、本人や、本人と生計を一にする配偶者またはその他の親族のためにセルフメディケーション税制対象の医薬品の購入の対価を支払った場合(購入金額－保険金などで補てんされる金額)－12,000円(控除限度額88,000円) ※医療費控除の明細書及び一定の取り組み(健康診断、予防接種等)を行ったことがわかる書類が必要です。
----------------	---

【所得から差し引かれる金額(所得控除)】

控除の種類	控除の対象、要件、控除額の計算など
○ 社会保険料控除	本人や本人と生計を一にする親族にかかる社会保険料(国民健康保険、国民年金保険、後期高齢者医療保険、介護保険、雇用保険等)のうち本人が支払った合計額※本人以外の公的年金から特別徴収された社会保険料は控除対象になりません。
○ 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度、個人型確定拠出年金(iDeCo)、心身障害者扶養共済制度などの掛金を支払った合計額

本人や配偶者その他の親族を受取人とする一般生命保険や介護医療保険、個人年金保険の支払額から算出した控除額

①新契約		②旧契約	
保険料支払額	生命保険料控除額	保険料支払額	生命保険料控除額
12,000円以下	支払額の全額	15,000円以下	支払額の全額
12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円	15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円
32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円	40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円
56,000円超	28,000円	70,000円超	35,000円

○ 生命保険料控除	※一般生命保険分、介護医療保険分、個人年金保険分の合計の控除額の上限は70,000円です。 ③新契約と旧契約の両方がある場合 a 一般生命保険、個人年金保険のそれぞれにつき新・旧の保険料ごとに①、②で計算 b 「旧保険料控除額」(限度額35,000円)と「旧保険料控除額+新保険料控除額」(限度額28,000円)を比較し、大きい方を適用 c abで計算した一般生命保険、個人年金保険と介護医療保険を合計
------------------	---

本人や本人と生計を一にする親族のために支払った損害保険料から算出した地震契約分と長期分の控除額の合計額

地震保険料支払額	地震料控除額	旧長期損害保険料支払額	地震料控除額
50,000円以下	支払額×1/2	5,000円以下	支払額の全額
50,000円超	25,000円	5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円
		15,000円超	10,000円

※1つの契約で地震保険料と旧長期損害保険料のいずれにも該当する場合は、どちらか1つの契約のみに該当するものとして計算します。

区分	要件	控除額
寡婦控除	夫と離婚後婚姻しておらず、子以外の扶養親族がいる人。夫と死別してから婚姻していない人(扶養親族の要件なし)	26万円
ひとり親控除	現に婚姻していない人で生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下で他の人の控除対象配偶者や扶養親族になっていない人に限る)を有する人。	30万円

※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合は、控除は適用されません。

○ 寡婦・ひとり親控除	※本人の合計所得金額が500万円以下の人が対象	控除額 26万円
--------------------	-------------------------	-------------

○ 勤労学生控除	学生のうち合計所得金額が75万円以下で、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下の人。	控除額 26万円
-----------------	--	-------------

区分	身体障害者手帳	精神障害者保健福祉手帳	療育手帳	控除額
特別障害者	1級・2級	1級	A判定	30万円
同居特別障害者				53万円
その他の障害者				26万円

※介護保険で要介護及び要支援の認定を受けている人でも、この控除を受けるには、申告時に市町が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要です。

区分	配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者控除	48万円以下	一般	33万円	22万円	11万円
		老人	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	48万円超100万円以下	100万円超105万円以下	33万円	22万円	11万円
		105万円超110万円以下	31万円	21万円	11万円
		110万円超115万円以下	26万円	18万円	9万円
		115万円超120万円以下	21万円	14万円	7万円
		120万円超125万円以下	16万円	11万円	6万円
		125万円超130万円以下	11万円	8万円	4万円
		130万円超133万円以下	6万円	4万円	2万円
		130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

※本人の合計所得金額が1,000万円以下の人が対象

区分	年齢	控除額	
		扶養控除	
扶養控除	一般扶養	16歳以上19歳未満(平成17年1月2日～平成20年1月1日生) 23歳以上70歳未満(昭和29年1月2日～平成13年1月1日生)	33万円
	特定扶養	19歳以上23歳未満(平成13年1月2日～平成17年1月1日生)	45万円
	老人扶養	70歳以上(昭和29年1月1日以前に生まれた人)	38万円
	同居老親等	老人扶養のうち本人が配偶者の直系尊属で同居の場合	45万円
16歳未満の扶養親族		16歳未満(平成20年1月2日以降に生まれた人)	0円

本人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超～2,450万円以下	29万円
2,450万円超～2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

○**基礎控除**